

# 江東区高齢者地域包括ケア計画(素案)

パブリックコメント(意見募集)を実施



▲KOTO活き粋体操をする大島東町会の皆さん

区では、令和6～8年度を期間とする「江東区高齢者地域包括ケア計画」の策定作業を進めています。このたび、計画の素案を作成しましたので、区民の皆さんにその概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

## 素案に対するご意見をお寄せください

素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、地域ケア推進課(区役所3階7番)・介護保険課窓口(区役所3階4番)、保健所および各保健相談所・出張所・図書館・長寿サポートセンターで閲覧できます。寄せられたご意見や区の考え方は後日、区報・区ホームページで公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、ご了承ください。

【意見募集期間】12/1(金)～22(金)必着

【提出方法】区ホームページ、または①氏名②住所③年代④ご意見⑤区外在住で区内在勤・在学の方は勤務先名・学校名・所在地を記入し、郵送(区報掲載のはがき等)・ファクス・窓口で(電話受付は行いません)

☎ 地域ケア推進課ケア推進担当 ☎3647-9606、FAX3647-3165  
介護保険課庶務係 ☎3647-9481、FAX3647-9466

## 「江東区高齢者地域包括ケア計画(素案)」概要

### 計画の趣旨

国では、いわゆる「団塊の世代」全員が75歳以上となる令和7年および、高齢者数がピークを迎えると推計される令和22年に向け、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築と深化の必要性を示しています。

本計画は、区における地域包括ケアシステムの推進に向けた、高齢者保健福祉と介護保険の具体的な取組指針を示すものです。

### 地域包括ケアシステムとは

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」を中心に、「介護予防」、「日常生活支援」、「介護」および「医療」を一体的に提供するための体制のことです。

### 区の現状と将来推計

区の65歳以上の高齢者人口は、令和5年1月1日現在11万2,626人で、令和22年には13万3,279人になると推計しています。また、今後数年間は65～74歳の前期高齢者数が減少し、75歳以上の後期高齢者数が増加すると予想されます。

## 策定スケジュール

12/1(金)	意見募集開始
12/22(金)	意見募集締切
令和6年3月(予定)	策定、区民への公表

郵便はがき



差出有効期間  
令和5年12月  
28日まで

(切手を貼らずに  
お出しください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所 福祉部  
地域ケア推進課 ケア推進担当 行  
東陽四丁目11番28号 (受取人)

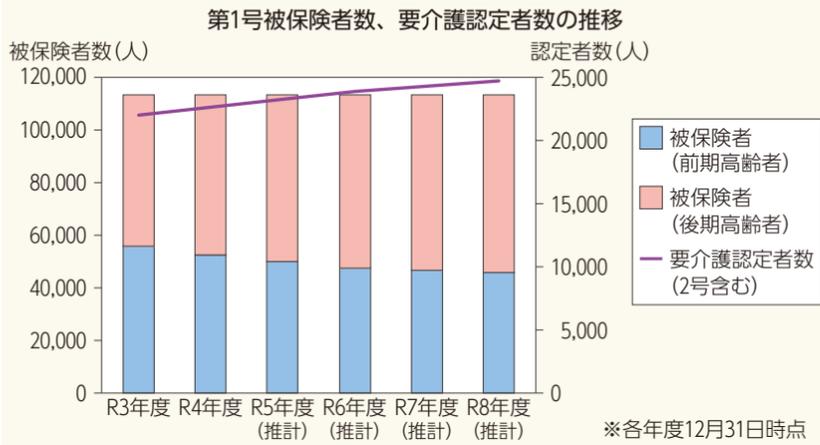


1面概要つづき

●介護保険被保険者、要介護認定者数ともに増加

本区の第1号被保険者(65歳以上)数は、令和4年12月31日現在、11万3,888人であり、令和8年度にかけてほぼ横ばいと見込んでいます。

第9期計画期間中(令和6~8年度)は、高齢者の人数は変動が少ないものの、介護の必要性が高い75歳以上の後期高齢者数が急増すると予想され、要介護認定者数は令和4年12月31日現在2万2,719人ですが、令和8年度には2万4,772人へと増加すると見込んでいます。

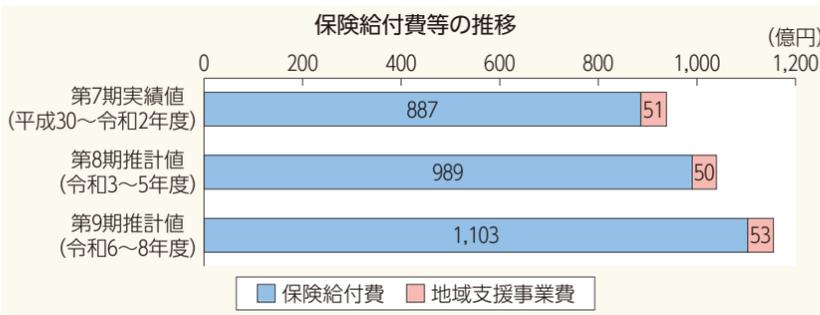


●介護サービス利用量もますます増加

要介護認定者数の増加に伴い、今後もサービス利用量は増加すると見込んでいます。

保険給付費等の推移を見ると、第8期計画期間中(令和3~5年度)は第7期計画期間中(平成30~令和2年度)の約1.1倍と見込んでいます。

現時点での第9期の保険給付費等の見込みは、過去の実績値をもとに要介護認定者数の状況等を踏まえて算定し、第8期の約1.1倍(保険給付費約1,103億円、地域支援事業費約53億円)と推計しています。



●第9期計画期間中の介護保険料

介護保険の財源は公費50%と保険料50%でまかなわれており、全体のうち23%が第1号被保険者負担分です。国が行う低所得者への軽減策と、保険料区分の見直しや基金の適切な活用により、保険料の上昇幅の抑制を図ります。

保険料額は、国が示す介護報酬やその他の条件が確定され次第算定します。

江東区高齢者地域包括ケア計画(素案)へのご意見をお聞かせください。

意見募集締切: 12/22(金)必着

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

氏名	
住所	
年代	20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

●基本理念

すべての高齢者が生きがいや幸せを感じられる社会を地域とともに目指していくことを目的として、本計画の基本理念を次のように掲げます。

ともに支えあい、健やかに生き生きと暮らせる地域社会の実現  
～地域包括ケアシステムの成熟～

●基本目標・基本施策

基本目標1 【介護予防】生涯現役の健康づくりを支援する

1 介護予防のさらなる推進

いつまでも健康でいられるよう、高齢者が主体的に健康増進に努める取り組みの充実を図ります。また、健康状況や生活機能の課題に対し、高齢者の保健事業と連携した事業を推進します。

2 認知症予防の推進

認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めるための普及啓発、認知症予防プログラムの充実、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを進めます。また、早期発見につなげるため、認知症検診を実施します。

3 社会参加の支援

クラブ活動や就労、ボランティア活動等の地域参加を後押しし、高齢者がこれまでの人生で培ってきた能力や経験を活かしつつ、地域社会に貢献できる環境づくりを進めます。

基本目標2 【日常生活支援】充実した日常生活を支援する

1 地域での支え合い体制の整備

支え合いや見守りなどを通じて高齢者の自立した生活を支えるため、地域住民やさまざまな団体との連携を強化し、地域での生活支援体制の整備を進めます。

2 生活支援サービスの充実

高齢者の在宅での暮らしのため、日常生活を支援します。病気やけがの際の緊急かつ一時的な支援の充実も図ります。

3 権利擁護の推進

成年後見制度の適切な活用や消費者被害の防止等に取り組めます。また、相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を通して、高齢者虐待の防止を図り、高齢者の権利擁護を推進します。

基本目標3 【介護】介護が必要になっても安心して暮らせる地域社会の実現を支援する

1 介護サービスの充実

介護サービスの情報公表や第三者評価等を適切に実施し、利用者の選択を通じた介護サービスの質の向上を図ります。

2 介護事業者への支援

福祉や介護の仕事の魅力発信や就労促進事業等を推進し、関係機関と連携して、サービス事業所等における介護人材の安定的確保を支援します。

3 介護者への支援

在宅で高齢者を介護している家族等の介護負担軽減に取り組めます。

4 認知症施策の推進

認知症の人や家族の視点を重視し、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる環境を整える施策を推進していきます。

5 介護給付の適正化

介護保険制度の持続的運営のため、適切な介護認定審査のための研修、ケアプラン点検によるケアマネジメントの質の向上、医療情報との突合による請求確認等により、真に必要なで過不足のないサービスの適切な提供に向けた給付の適正化を進めます。

基本目標4 【医療】在宅療養生活を支える医療と介護の連携を支援する

1 医療と介護の連携

安心して在宅での療養生活を送れるように、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、さまざまな局面で必要となる在宅医療と介護の連携を充実させます。

2 在宅医療の促進

在宅医療について区民が関心を持ち、理解を深められるよう、普及啓発を図ります。また、医療と介護を必要とする高齢者が、自宅で両方を受けられるよう、日常の療養支援、急変時の対応等の取り組みを進めます。

基本目標5 【住まい】高齢者の住まいの確保を支援する

1 住まいの安定的な確保

高齢者のニーズに応じた住まいが安定的に確保されるよう、住まいの整備や入所支援を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、円滑な入居の促進に取り組めます。

2 介護施設の整備

介護基盤の計画的な整備を進め、地域の実情に応じたきめ細かなサービス提供体制を構築していきます。

3 安心な住まいの確保

日頃からの災害への備えや、災害発生時を想定した環境整備を推進し、高齢者の安心な生活環境づくりに取り組めます。

●計画の推進に向けて

「江東区高齢者地域包括ケア計画推進会議」を定期的に開催し、計画の進捗状況の評価、点検を行います。また、庁内関連部署と連携を図り、一体的・総合的な計画の推進に努めます。





江東区

# 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案) パブリックコメント(意見募集)を実施

区では、障害者福祉に関する基本的な計画である「江東区障害者計画」と「第7期江東区障害福祉計画」、「第3期江東区障害児福祉計画」の策定作業を進めています。このたび、これらの計画の素案がまとまりましたので、その概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

## 素案に対するご意見をお寄せください

素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、障害者施策課窓口(区役所隣防災センター2階17番)、保健所および各保健相談所・出張所・図書館・区立障害者施設で閲覧できます。

寄せられたご意見や区への考え方は後日、区報・区ホームページで公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、ご了承ください。

[区ホームページ](#)



### 意見の提出方法

区ホームページ、または①氏名②住所③年代④ご意見⑤区外在住で区内在勤・在学の方は勤務先名・学校名・所在地を記入し、郵送(区報掲載のはがき等)・ファクス・窓口で

問 障害者施策課施策推進係  
☎3647-4749、FAX3699-0329

### 意見募集期間・今後のスケジュール

意見募集 ▶ 12/1(金)～22(金)必着  
計画策定 ▶ 令和6年3月

## 区民説明会

計画素案の説明会を開催します。

時 場 下表のとおり ㊟ 当日直接会場へ

各回ともすべて同じ内容  
手話通訳・要約筆記もあり

開催日	時間	場所
12/12(火)	14:00～15:00	豊洲文化センター第2研修室 (豊洲2-2-18豊洲シビックセンター8階)
12/14(木)	14:00～15:00	総合区民センター7階第5会議室(大島4-5-1)
12/15(金)	19:00～20:00	江東区文化センター6階第1・2会議室(東陽4-11-3)
12/20(水)	14:00～15:00	江東区文化センター5階第6・7会議室(東陽4-11-3)



▲手づくりショップ「るーくる」に実習に来ていた通所施設の利用者の方

## 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)の概要

### 第1章 計画策定の基本的考え方

#### 1 計画策定の趣旨

平成30年に障害者計画、令和3年に第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し、施策を推進してきました。このたび計画期間満了にあたり、国の動向、施策の実施状況、現状・課題等を踏まえ新たな計画を策定します。

#### 2 計画の位置づけ

「江東区障害者計画」は、障害者基本法に基づく障害者施策の基本指針です。また、「江東区障害福祉計画」は障害者総合支援法に、「江東区障害児福祉計画」は児童福祉法に基づく計画で福祉サービスの必要見込量等を設定するものです。

#### 3 計画の期間

障害者計画は令和6年度から6年間、障害福祉計画と障害児福祉計画は令和6年度から3年間とし、社会情勢の変化や国の方針変更等により必要に応じて見直しを行います。

### 第2章 本区の状況と課題

本区は人口増加に伴い障害者の人数も増加傾向にあります。また、令和4年度江東区地域生活に関する調査(障害者実態調査)の結果等から、親亡き後に対応した体制整備、支援等の充実、障害特性に応じた就労機会や雇用の場の拡充、学校や地域における障害理解を深める場や機会の充実等の課題があります。

### 第3章 基本理念、基本目標

本計画では3つの基本理念を掲げ、基本目標、施策の柱について、下表のように体系立てています。

基本理念	基本目標	施策の柱
共生社会の実現	ともに支えあう地域社会の構築 自立した生活を支える支援の充実	1 共生の基盤づくりの推進
		2 相談・コミュニケーション支援の充実
障害者の自立支援	就労と社会参加の推進	1 生活を支えるサービスの充実
		2 保健・医療の充実
安心して暮らせる社会の実現	配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実 安心して暮らすことのできる環境の整備	1 雇用・就労の促進
		2 地域における社会参加の充実
		1 ニーズを踏まえた支援の充実
		2 ライフステージに応じた支援の充実
		1 安全・安心な生活環境の確保
		2 やさしいまちづくりの推進

### 第4章 施策の方向と展開

#### 基本目標1 ともに支えあう地域社会の構築

障害に対する知識と理解を深めるとともに、合理的配慮の提供に向けた取り組みを推進することで、障害の有無に関わらず、誰にとっても選択肢のある寛容な包摂社会の実現を目指します。

#### 1 共生の基盤づくりの推進

- (1) **障害理解の促進** 「障害者週間」等における啓発・広報活動の推進
- (2) **障害理解のための教育の充実** 福祉教育プログラム等を通じた、障害理解の促進と、福祉の心や実践力の育成
- (3) **地域の支えあいの推進** サロン活動やボランティア活動等を通じた、地域の支えあいの体制の構築

郵便はがき



差出有効期間  
令和5年12月  
28日まで

(切手を貼らずに  
お出しください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所 障害福祉部  
障害者施策課 施策推進係 行

東陽四丁目11番28号  
(受取人)



3面概要つづき

2 相談・コミュニケーション支援の充実

- (1)相談支援および権利擁護体制の充実 基幹相談支援センターの整備等
- (2)情報アクセシビリティの向上 障害特性に配慮した情報提供手段の充実、情報通信機器の活用促進
- (3)意思疎通支援の充実 手話通訳者等の派遣や、点字への翻訳等による、障害のある人とない人との相互コミュニケーションの充実

基本目標2 自立した生活を支える支援の充実

住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域での生活を支えるサービス等の充実と、経済的な基盤への支援に取り組みます。また、生涯にわたって健康を維持できるよう、保健・医療サービスを拡充します。

1 生活を支えるサービスの充実

- (1)日常生活の支援の充実 法定の障害福祉サービスの適切な提供、区独自のサービス等の充実
- (2)経済的な支援の充実 各種手当や年金の給付等による、経済的負担の軽減
- (3)家族・介護者支援の充実 法定の障害福祉サービスの適正な提供や、レスパイト支援事業等を通じた、障害者を介護する家族等の支援
- (4)福祉サービスの質の向上 第三者評価の適切な受審促進等を通じた、サービスの質の向上

2 保健・医療の充実

- (1)保健サービスの充実 疾病等の予防や障害の早期発見・早期対応等
- (2)医療サービスの充実 各種医療費助成制度を通じた、医療費の負担軽減

基本目標3 就労と社会参加の推進

本人が希望する場所で働けるよう就労環境の改善を図ります。また、スポーツ・文化芸術等、生活の充実につながる多様な地域活動を推進します。

1 雇用・就労の促進

- (1)就労支援の充実 就労移行支援等の障害福祉サービスの適正な利用の促進、区独自の取り組みの充実
- (2)就労等の活躍の場の拡大 江東区障害者就労・生活支援センターの継続した支援等による就労の場の拡大

2 地域における社会参加の充実

- (1)文化芸術・余暇活動の充実 障害のある人でも参加・利用できる制度の充実や、気軽に文化芸術・余暇活動に親しめる環境づくり
- (2)スポーツ活動の充実 障害のある人でも参加できるメニューの拡充や、気軽にスポーツに参加できる環境づくり

基本目標4 配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実

障害のあるこどもの自立に向け、一人ひとりに適した効果的な支援が切れ目なく受けられるよう、地域における支援体制を強化します。また、その家族の不安や負担を軽減する取り組みを充実させます。

1 ニーズを踏まえた支援の充実

- (1)障害の早期発見・早期支援の充実 健診や相談活動の充実、発達障害等、配慮を必要とするこどもやその家庭に対する支援
- (2)障害特性に応じた支援体制の充実 ニーズに応じた適切なサービスの充実、子育て家族の孤立防止や不安・負担の軽減

2 ライフステージに応じた支援の充実

- (1)療育・保育・就学前教育の充実 療育・保育・教育施設における受け入れ体制の整備と、施設間の連携強化等による継続的な支援
- (2)インクルーシブ教育の推進 能力・特性を最大限伸長できる教育の推進
- (3)放課後の居場所づくりの推進 放課後における障害児受け入れや、「放課後等デイサービス」の拡充、サービスの質の向上等

基本目標5 安心して暮らすことのできる環境の整備

災害時等における支援体制を整備します。また、障害特性に配慮した道路や公共施設等を整備・改善し、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。

1 安全・安心な生活環境の確保

- (1)防災・防犯対策の推進 平常時からの災害や犯罪被害の発生・拡大の防止、災害時の避難支援の体制づくり等、防災対策の促進

2 やさしいまちづくりの推進

- (1)ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進 安心して安全な移動環境と空間の確保に向けたやさしいまちづくりと、バリアフリーの推進

第5章 障害福祉サービス等における目標と見込み

1 成果目標の設定

国の指針や地域の実情に基づき、施設入所者の地域移行、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値を定めます。

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの種類ごとに、令和6年度から令和8年度までの、各年度におけるサービス見込み量を設定します。

3 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、障害福祉サービスと同様に各事業について令和6年度から令和8年度までの見込み量を設定します。

第6章 障害児へのサービス等における目標と見込み

1 成果目標の設定

国の指針や地域の実情に基づき、障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの種類ごとに、令和6年度から令和8年度までの、各年度におけるサービス見込み量を設定します。

第7章 計画の推進に向けて

1 障害者福祉に関する行政等の体制の整備

障害者福祉施策の総合的な推進のため、区の関係部署、ならびに関係機関等との連携を進めます。

2 区と区民・関係団体等との連携の推進

策定および実施にあたって、障害者団体等との連携、ならびに区民等の参画を進めます。

3 計画の進行管理と評価

江東区障害者計画等推進協議会において、計画の進行管理や点検・評価を行います。



障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)の具体的な個所(何章何番について等)へのご意見をお聞かせください。

意見募集締切：12/22(金)必着

Form area with horizontal dashed lines for providing comments.

氏名	
住所	※区外在住で区内在勤・在学の方は、勤務先名・学校名・所在地を記載してください。
年代	20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

